

Title	赤木完爾君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.1 (1990. 1) ,p.130- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900128-0130">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900128-0130</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

であろう。

以上、玉井君の論文は、近代日本政治史研究に種々の示唆と貢献をなすものとして高く評価することができる。仍って、ここに玉井清君が、法学博士(慶應義塾大学)の学位を授与されるに適格であると認定する。

平成元年七月十四日

主査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	中村 勝範
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	利光三津夫
副査	慶應義塾大学法学部教授		地井 優

## 赤木完爾君学位請求論文審査報告

赤木完爾君の学位請求論文「ヴェトナム戦争の起源——アイゼンハワー政権と第一次インドシナ戦争」は、一九五三年一月に発足したアイゼンハワー政権が、同年から翌年にかけてとりわけ深刻化したインドシナの危機に対し、いかなる対応を示したかを学問的に跡付けた労作である。

米国におけるヴェトナム戦争起原史は、一九七〇年代において六〇年代の事象を中心に論じられるものが大半であった。また、ひろくアジアの冷戦に関する研究も、今日までトルーマン政権期を中心に論じられることが多く、同様の傾向はわが国の研究動向についても妥当した。アイゼンハワー政権期の研究は、米国でもわが国でも、いまようやく緒についたところであるといつてよいであろう。

そうしななかで、著者は、六〇年代半ばの米国のヴェトナム軍事介入を招くにいたる政策の起原が、五〇年代半ばにおけるアイゼンハワー政権の対インドシナ政策に求められるとの問題意識から出発して、米国にとつてのヴェトナム戦争の起原を一九五三年から五四年にかけての第一次インドシナ戦争に対する米国の関与のなかに求めている。米国で生まれつつある最新の研究成果を吸収しつつ、外国人研究者として利用可能となった

膨大な史料を駆使して、米国の南ヴェトナムに対するコミットメントが構造的なものに進展する過程を詳細にあとづけた本論文は、きわめて大きな価値を有するものである。

本論文の史料的基础は、主として五〇年代前半における米国防府の公刊ならびに未公刊文書である。公刊文書としては、一九七一年の国防総省機密漏洩事件に端を発して公表出版された二種類の『ペンタゴン・ペーパーズ』(United States-Vietnam Relations: The Pentagon Papers) ならびに国務省の外交文書集である『合衆国の対外関係』(Foreign Relations of the United States)・『国務省公表集』(Department of State Bulletin)・および『合衆国大統領公表文書集』(Public Papers of the Presidents of the United States) や米国議会の各種議事録などが代表的なものである。他方、未公刊文書では、アイゼンハワー大統領図書館に収蔵される同大統領府の関係文書(この中には国家安全保障会議の政策文書、会議議事録、大統領の日記や覚書、主要な閣僚の文書、電話による会話の記録等が含まれている)、国立公文書館所蔵の『ペンタゴン・ペーパーズ』の母体となった国防省文書、ならびに国務省、統合参謀本部・同参謀部、陸海空各軍の関係文書などである。また政府関係文書のみならず、著者がことに関心を払っているアイゼンハワー政権期の軍関係者については、リッジウェイ陸軍大将、ラドフォード統合参謀本部議長、あるいは在インドシナ米軍顧問団長であったオダニエル陸軍中将などの個人文書をも検討範囲に含めている。さら

にコロンビア大学口述歴史計画に含まれるアイゼンハワー政権関係者の「口述歴史(oral history)」も積極的に活用されており、それが本論文にある臨場感を与えていることも、史料的にみて特記すべき特徴である。

本論文の構成は以下の通りである。

#### 序説

### 第1章 新政権の課題と態勢

- 1 新政権の課題
- 2 人と機構

### 第2章 アイゼンハワーとダレス

- 1 安全保障政策の再検討
- 2 ソラリウム作業

### 第3章 「ニュールック」の戦略態勢

- 1 軍事戦略の決定
- 2 「ニュールック」の戦略態勢

### 第4章 トルーマン政権の遺産

- 1 米国のディレンマ
- 2 二つの政策路線

### 第5章 対仏軍事援助の開始

- 1 朝鮮戦争とインドシナ
- 2 ナヴァール計画

### 第6章 インドシナ戦争と外国援助

- 1 トンキンをめぐる戦局

3 ナヴァール計画と米國

第5章 ディエン・ビエン・フー

1 国際政局

2 軍事情勢

3 米國のインドシナ政策—NSC177—

第6章 危機の四月

1 エリイ訪米

2 軍事介入問題と統一行動

3 インドシナ「喪失」と軍事介入の間

終章 単独政治関与のはじまり—1954年秋—

註記

主要参考文献

後記

第1章では、アイゼンハワー政権が内外の課題に対処するにあたっての様々な前提が述べられている。

一九五三年にハーバート・フーバー以来久々の共和党出身大統領として登場したアイゼンハワーは、内政面では前政権の時期に膨張した軍事費を中心とする連邦支出の削減と均衡予算の実現を目標とし、外政面では、ことにアジアにおいて、さらなる共産主義の勝利を阻止するという、二つの課題に直面していた。選挙戦当時、共和党は反民主党的の諸政治勢力の連合体であり、強固な一体性を有していなかった。アイゼンハワーが出馬

にあたり、ニクソンを副大統領候補に選ぶことによって党内右派の取込みを図ったのも、それを意識してのことであった。共和党は、大統領選挙と同時に実施された議会選挙によって上下両院で多数を占めたが、民主党との議席差は僅かであり、このため政府は立法にさいして共和党議員の全員一致あるいは民主党からの交差投票を獲得する必要があり、アイゼンハワー政権は議会との関係で必ずしも強固な基盤を有していなかった。

政権最大の課題である均衡予算達成のため、同政権の重要閣僚には民間企業の経営者から抜擢されたものが多く、またトルーマン政権では組織的運営がなされていなかった国家家全保障会議が大統領直属の政策立案機関として全面的に改組され、はじめて長期的な外交国防政策の立案に公式の責任を有する政府機関として位置付けられた。軍事関係案件の大統領に対する助言機関たる統合参謀本部の議長権限も強化され、その陣容も一新された。それらがアイゼンハワー政権の個々の政策決定の背景をなす人的組織的前提となっている。

他方、今日まで議論の分れていた外交政策をめぐるアイゼンハワー大統領とダレス國務長官の関係については、近年のアイゼンハワーの指導性に対する過大な評価にも、またそうした評価が出現する以前に圧倒的であったダレスが外交政策でほぼ白紙委任状を得ていたとする論議にも問題がある。現実には、最終的な決定権はあくまで大統領が保持し、ダレス政策の立案、選択肢の提示、大統領への助言に大きな責任を有し、またそこ

に自らの役割を限定していたからである。したがって、朝鮮戦争以降のアチソン国務長官が大統領から外交政策について白紙委任状を得ていたような意味での力は、ダレスにはなかったのである。

第2章では、アイゼンハワー政権成立直後から一九五三年秋まで、国家安全保障会議の計画部会を中心として行なわれた安全保障政策の再検討作業を扱っている。

当時の米国の安全保障政策は、対ソ政策とそれを支える国防政策と軍事戦略から成り立つものであったが、それらの全面的再検討は、五三年六月から七月にかけて「ソソリウム作業」の名の下に行われた。外交軍事政策の高級実務関係者を総動員して実施されたこの作業は、三つの研究方針のもとに開始された。第一は前政権から継承した封じ込め政策の継続を前提として検討する方針、第二は勢力圏外交の立場から自由陣営と共産陣営の間に地理的ラインを確定して、それを大量報復的な戦略態勢で防衛することの可否得失に関する研究、そして第三は選挙戦中にダレスが言明した巻き返しの実行可能性を探るものであった。

この検討作業の結果、政策の基本は前政権以来の「封じ込め」に収斂したが、新たな特色として、封じ込め政策を遂行する過程において、ソ連との長期にわたる闘争を支えることのできる強力かつ健全な米国経済の維持の必要性が確認され、自由陣営の同盟の結果強化が重視された。同時に手段の面では、米

国経済の健全さを確保する要請からも、在米型の兵器よりはるかに安価な核兵器に依存した軍事戦略が案出された。また、巻き返し政策は政府部内では一九五三年夏までに消滅したが、そのうち非公然活動は、封じ込めの枠内で、地域を限定して実施されるものとされた。

これらの検討作業が集約されたいわゆる「ニュー・ルック」戦略態勢は、増大しつつあるソ連の米国本土攻撃の脅威に対しては、大量報復戦略のドクトリンで対処することとなった。そしてこの核兵器への依存が軍事費の削減を可能とし、選挙戦中からの公約実現の第一歩となった。一方その戦略運営にあつては、局地における共産主義勢力の侵略に対しては現地ないし同盟国の地上軍に依存し、米国は侵略に対して「戦術原子支援」を提供してそうした事態に対処する方針が生み出された。これは従来「大量報復」の言葉の影に隠れて顧みられなかった側面であり、交戦事態において米国が戦術核兵器を他の兵器と同様に使用するという運営方針を確立していたことを意味していた。そしてニュー・ルック戦略態勢のこの分野における方針はとりわけインドシナを念頭に出現したものであり、インドシナはそうした新戦略の試金石にはかならなかったのである。

第3章では、アイゼンハワー政権のインドシナ評価の伏線となしたトルーマン政権のインドシナ政策をめぐる論争が論じられている。

朝鮮戦争中の一九五二年六月に策定された米国のインドシナ

政策は、東南アジアにおけるいずれの一国に対する共産主義勢力の支配も全自由主義世界の生存にかかわるものであるとし、インドシナの戦略的価値を高く評価した。四九年の中国革命の成功が、ヨーロッパに端を発した冷戦がアジアに拡大する重大な時期となった。こうした事態の展開のなかで、従来米国のインドシナ政策について、アジアにおける土着のナショナルリズムを米国内側に引き寄せるためフランスの政策をよりリベラルにさせる方向で圧力を加えるべきだと主張していた國務省のアジア専門家たちが、中国「喪失」の責任を追及されて職を追われるといった事態が進展した。こうして、朝鮮戦争開戦前までに、米国内はインドシナの事態を単なる植民地戦争でなく、共産主義者によって指導される反乱軍と米国の同盟国との間の戦われている戦争と認識するようになった。

それはアジアにおける米国の戦略的関心の最上位を占める問題となり、さらに、冷戦の主要な舞台であるヨーロッパにおいて最も重要な役割を果すべきフランスがインドシナで消耗を続けることを無視できないとする米国の政策的要請が生れた。他方フランスにとっては、ヨーロッパ防衛への貢献を挺子に米国に対して自らの植民地戦争にさらなる援助を要求し得るような米仏関係の構図が生れた。したがって朝鮮戦争中も、フランスへの軍事援助を継続する米国のインドシナ政策は変更されず、米国の援助は拡大の一途をたどった。

第4章では、有名な「ナヴァール計画」を扱っている。

インドシナの戦局は、五〇年初頭の中ソ両国によるホーチミン政権承認以後、両国の対ヴェトナム軍事援助の開始によって激化した。中ソの援助を得てヴェトナム軍は、五三年七月の朝鮮戦争休戦時すでに第一級の軍事力に成長していた。他方米国は五〇年後半から中ソに対抗してフランスとインドシナ三国に本格的な軍事援助を開始した。戦争は国際内戦に転化していった。こうした状況のもとでフランス極東派遣軍が作成した軍事計画、すなわち五五年までに完全勝利をめざす「ナヴァール計画」に対して、米国は全面的な財政援助を行う。ただし発足当初のアイゼンハワー政権は、フランスに対して将来インドシナ三国に完全自治を与えるよう圧力を加えながら、同時に継続意志をも鼓舞する方針をとった。後者は軍事援助の劇的な強化という手段によって行なわれるが、米国はこの過程においてフランスに戦争を継続させるため、次第にインドシナ戦争の結果に対してその威信を結びつけるような形で関与を深めていった。インドシナはニュー・ルックの試金石となり、ダレスは台湾海峡や南シナ海での軍事演習にタイミングを合わせながら大量報復演説を行ない、そこでインドシナに言及したのであった。しかし、こうして米国がその政治的威信をインドシナにかけてゆく過程には、米国の対仏政策がフランスによる欧州防衛共同体条約の批准と統一欧州軍の承認を最優先させていたため、インドシナ政策においてつねにフランスに譲歩せざるを得ないという事情が存在した。

第5章では、ディエン・ビエン・フー危機が取り上げられている。

一九五三年のスターリンの死去は、国際政局にあっては緊張緩和へ向けての動きの端緒となったが、この動向はやがてフランスをインドシナ戦争の交渉による和平へと向かわせた。英国もまた緊張緩和を歓迎した。こうした英仏の態度は、インドシナにおいて軍事的勝利をあくまで求める米国との軋轢を生じ、西側同盟内部に深刻な亀裂を発生させた。欧州防衛共同体条約のフランスによる批准を最優先する米国は、フランスがインドシナ戦争の交渉による和平を追求することを認めたが、米国は休戦交渉そのものが共産中国の承認へ道を開くことを懸念し、和平交渉を有利に導くべく対仏援助をさらに加速した。他方共産側もヴェトナムへの援助を増大した。

フランス軍が五三年から開始したディエン・ビエン・フー作戦は、ラオスへの入口にちかいディエン・ビエン・フーを占拠してヴェトナム軍主力との間に決戦を策し、その野戦軍を殲滅して休戦交渉を有利に運ぶことを企図したものであったが、ヴェトナムもまた同地で決戦を挑み、和平交渉を前にフランスの継戦意志に打撃を与えることを意図した。こうしてインドシナでの軍事的決戦の機が熟しつつあったとき、米国政府は五三年末、アイゼンハワー政権になってはじめてのインドシナ政策の再検討を行った。その再検討では、インドシナの重要性和それを救うために必要なコストの関係で、従来のインドシナ政策を

根本的に再検討すべきであるとした情報機関の勧告は入れられず、インドシナ喪失が全東南アジアの喪失につながるという評価が継続した。同時にまた、インドシナからフランスが離脱あるいは駆逐される場合、米国がフランスに代って戦争を継続するか、それとも共産主義勢力によるインドシナ制圧を座視するのかの選択に直面することが予期された。そして米国の直接介入の選択肢も検討されたが、この時点では、フランスの戦争継続を前提として、米国はそれを従来どおり間接的に支援するという方針に落着いた。そうした政策は、インドシナの危機をさらに深化させることになった。

第6章では、ディエン・ビエン・フー危機に際してのアイゼンハワー政権の対応、とくにダレスの「統一行動」路線に考察を加えている。

ディエン・ビエン・フー危機に瀕したフランス政府は、一九五四年四月同地への救援を要請した。この軍事介入要請に対して、米国側ではことに統合参謀本部議長ラドフォード提督が航空機による即時介入を主張した。しかし議長以外の全員が即時介入に反対し、ダレス國務長官もまた、フランスの継戦意思の確認と同盟諸国の支持を軍事介入の前提とすることを主張して、即時介入には消極的であった。議会もまた朝鮮戦争の経験から、地上軍の派遣に繋がりがかねない航空兵力の投入にきわめて警戒的であった。こうした状況の下で、アイゼンハワー大統領は最終的に軍事介入を思い止まった。

けれども、米国の軍事介入準備は、インドシナにおける核兵器使用計画を含めて、従来考えられたよりもはるかに介入直前の状態に立ち至っていた。それはダレスの「統一行動」計画、すなわち軍事介入に先立って同盟諸国の関与を求める努力が成功した場合、ただちに介入に踏み切れるように、ディエン・ビエン・フー陥落の後においても依然として続けられていたのである。したがって米国の軍事介入準備の目的は単に抑止にとどまるものではなかった。

しかし結局のところフランスは、米国の介入を求めるに際しても、戦争を国際化することには消極的であり、和平交渉を前にしてもあくまでインドシナにとどまって戦う意思を示さなかった。フランスがこうした態度をとる以上、局地的な侵略に対しては現地兵力によって対処するという「ニュールック」の戦略態勢をとるアイゼンハワー政権が、フランスにかわって介入することを決意しなかったことは不思議でない。それはまた、「ニュールック」の戦略態勢が米国独自ではアジアにおける地上戦を戦い得ない軍事態勢であったことを意味している。

終章では、ジュネーブ協定調印後の一九五四年秋米国の南ヴェトナムに対する単独政治関与が開始される経緯に触れ、結論に代えている。

ディエン・ビエン・フー危機において米国の軍事介入を思い止まったことは賢明な判断であったけれども、ジュネーブ会議とそれに続くヴェトナムの分割は米国のそれまでの政策の敗北

を意味した。こうした状況のなかで分割後の南ヴェトナムに共産主義封じ込めの機会を見いだしたアイゼンハワー政権は、フランスにかわって米国単独の政治関与を開始した。その際、ダレスと国務省は、南ヴェトナム軍の育成に米国が直接責任を引き受けることに関して、健全な文民政府の存在しないところでは国軍の育成は不可能であるとして強硬に反対した統合参謀本部と国防省を押しえ込み、むしろ自由ヴェトナムの軍事的立場の強化がその政治的安定に貢献しうるとして積極的に関与を推進した。頻発する南ヴェトナムでの政治的危機に際してアイゼンハワーはゴ・ディン・ディエム宛ての米国の関与を保証する書簡を送り、これによって政情の安定を図ったが、この関与こそディエム政権の将来に米国の運命を結びつけるものとなり、南ヴェトナムと米国の一体化がここに始まったのである。ヴェトナム戦争の起源はここに胚胎する。

本論文は米国のヴェトナム介入の起源をめぐる研究にいくつかの注目すべき新局面を開いている。第一に指摘しなければならぬのは、著者がアイゼンハワー政権初期の関係史料を調査して、その世界的規模での軍事戦略の立案過程を詳細に検討し、さらにその戦略がインドシナという特定の地域に関していかに運営されたかを明らかにしていることである。ことに、「ニュールック」の戦略態勢をつくりあげた五三年夏の「ソラリウム作業」に関する研究は、米国でこそ聞き書きによったグリーン・



H・スナイダーの業績があるものの、わが国ではこれまでほとんど紹介されたことのなかったものである。そして、同作業の検討を通じて著者は、インドシナ戦争のような局地戦での戦術核兵器の使用の可能性が当初より存在していたことを示している。このように、トルーマン政権時代の東西直接対決の時期から、冷戦の抗争領域が第三世界にその舞台を移しつつあった時期において、冷戦の新たな局面に対処するための米国の戦略の基本を準備したこの作業の実態と意義が明らかにされたことは、冷戦史研究にとって大きな貢献であるといつてよい。

第二の貢献は、アイゼンハワー政権の政策決定スタイルに關し、著者が未紹介資料にもとづく新たな問題提起を行っていることである。従来、同政権の政策決定に關しては、大統領の指導性が比較的重視されず、むしろダレス國務長官の政策に關する指導力と、国家安全保障會議の計画部会のごときいわゆるスタッフ機構の役割が重視されてきた。ことに安全保障政策に關しては、多くの関係機関や主要助言者の多岐にわたる助言が国家安全保障會議によって綿密に検討されて決定されたという解釈が有力であった。これに対し、著者は、ディエン・ビエン・フー危機に際しての政策決定と政策実施の態様を、アイゼンハワー大統領図書館等の各種文書やさらには大統領と主要助言者間の電話記録をも利用しつつ分析し、その結論として、アイゼンハワー大統領の指導力の過小評価の不当性は明白である、と結論している。

第三に、著者がワシントンでの政策立案過程の政治的側面に終始しがちであった従来の研究から一步踏み出て、その軍事的側面、及びインドシナでの政策実施過程にも研究の幅を広げている点も評価されねばならない。すなわち、ディエン・ビエン・フー危機に際してのワシントンにおける各軍の幕僚作業や、太平洋艦隊、極東空軍、あるいは中央情報局の関与に關する事実關係の解明である。こうした分析作業を通じて、著者は冷戦外交の軍事化の実態を明らかにしようとしているのであり、具体的には、ダレスのいわゆる「統一行動」路線に独自の解釈を加えている。すなわち、著者は、当時米軍のインドシナ周辺での展開が従来考えられてきたよりはるかに大規模なものであった事実を根拠に、「統一行動」路線は単に「抑止」を目的とするものではなく、「介入」の実行を真剣に考慮したものであったと主張している。もっとも、米軍の展開という事実が、ただちに「抑止としての統一行動」という見方の否定に結びつくかどうかについては、若干の疑問もなしとはしないが、ともあれ、米国の政策を政治・軍事両面における立案と実施の総合的過程として描き出そうとする著者の基本姿勢は、戦争史研究のみならず、ひろく国際政治史研究に対し、示唆するところが大きいであろう。

もちろん、著者の論究に問題がないわけではない。最も基本的な問題点のみにしなれば、それはアジアの冷戦の骨格を形成していた米中關係の評価に關するものである。一体、一九五

三―五四年の時期米国内でインドシナが問題視されたということは、中国との関連をぬきにしては語り得ない。とくに第一次インドシナ戦争の末期にあたるこの時期には、フランス軍が敗退もしくは撤退した場合、中国軍が介入した場合、という二つのケースに対し対応策の検討がなされたはずであるが、本論文では、前者について詳しく論じながら、後者については十分言及されていない。もちろん、このことは、アイゼンハワー政権が実際の見通しとしては、中国軍の介入可能性を小さく見ているのであろう。しかし、これでは朝鮮戦争後の米国のアジア政策の基調が「米中対決」であった事実や、ダレスが一九五三年九月の有名な演説において中国の軍事介入に警告を発した事実などの過小評価とならないか、といった疑問を打ち消すことが出来ない。この点は、著者の今後の研究にまちたい。

こうした点が指摘されるにせよ、しかしながら、本論文はアイゼンハワー政権の第一次インドシナ戦争に対する政策とヴェトナム戦争の起源に関する透徹した分析の結果であり、一次資料の渉猟についてもきわめて綿密である。われわれは、赤木完爾君に慶應義塾大学法学博士の学位を授与することが適当であると考える。

平成元年七月十日

主査 慶應義塾大学法学部教授 法学博士 神谷 不二

副査 慶應義塾大学法学部教授 法学博士 松本 三郎

副査 慶應義塾大学法学部教授 法学博士 山田 辰雄